鎌ケ谷市立図書館公衆無線LAN(Wi-Fi)の利用に関する基準

鎌ケ谷市公衆無線LAN利用規約第2条の規定に基づき、鎌ケ谷市立図書館における鎌ケ谷市立図書館公衆無線LAN(Wi-Fi)(以下「公衆無線LAN」という。)の利用可能場所及び利用日時を定めるとともに、公衆無線LAN使用のあたって必要な事項を定める。

(利用場所)

第1 鎌ケ谷市立図書館(中央地区学習等供用施設含む。以下「図書館」という。) における公衆無線LANの利用可能場所は、図書館全館とする。

(利用日時)

第2 利用日時については、図書館開館日の開館時間内とし、1回あたりの接続時間は1時間とする。

(利用規約)

第3 公衆無線LAN利用にあたっての利用規約は鎌ケ谷市公衆無線LAN利用規約を適用するものとする。

附則

この基準は、令和元年10月1日から施行する

附則

この基準は、令和4年10月17日から施行する。